

令和3年第11回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

| | | | |
|------------|--------------------------------------|---|--------------|
| 開催日・場所 | 令和3年11月25日(木) 鶴ヶ島市農業交流センター | | |
| 開会時刻 | 午前 9時58分 | 宣告者 | 議長(会長) 町田 弘之 |
| 閉会時刻 | 午前10時31分 | 宣告者 | 議長(会長) 町田 弘之 |
| 議長 | 会長 町田 弘之 | | |
| 委員の出席状況 | | | |
| 農業委員 | | | 農地利用最適化推進委員 |
| 議席番号 | 氏名 | 出欠席 | 氏名 出欠席 |
| 1 | 滝島 光雄 | 出席 | 高沢 健二 出席 |
| 2 | 岡野 とし子 | 出席 | 小川 清志 出席 |
| 3 | 比留間 正道 | 出席 | 福島 義博 出席 |
| 4 | 内野 正子 | 出席 | 村野 利文 出席 |
| 5 | 町田 弘之 | 出席 | 岸田 清正 出席 |
| 6 | 須藤 良春 | 出席 | |
| 7 | 川鍋 昭人 | 出席 | |
| 8 | 小川 佐智恵 | 出席 | |
| 9 | 長谷川 正博 | 出席 | |
| 総会に出席を求めた者 | | 事務局の出席状況 | |
| | | 氏名 | 出欠席 |
| | | 玉木 亨 | 出席 |
| | | 高橋 浩 | 出席 |
| | | 戸田 勝利 | 出席 |
| 議事の日程 | | | |
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について | | |
| 日程第2 | 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について | | |
| 日程第3 | 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見具申について | | |
| 日程第4 | 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について | | |
| 日程第5 | 報告第11号 報告事項について | | |
| 日程第6 | その他 | | |
| 議事(担当) | | 内 容 | |
| 開会 | 議長 | <p>(これより総会の開会)</p> <p>農業委員9名中9名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和3年第11回農業委員会総会を開会します。</p> | |
| 日程第1 | 議長 | <p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号3番 比留間正道 委員</p> <p>議席番号4番 内野 正子 委員</p> <p>を指名します。</p> | |

日程第 2

議長

議案第 20 号

農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

1 番から 3 番については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書をもとに、説明します。

・申請地は、北市民センターの西約330メートルに位置する第 1 種農地で、農業振興地域の農用地です。

・譲渡人の 2 人がそれぞれ1/5ずつ、譲受人が3/5を所有しています

・譲渡人の一人は、高齢により耕作することができず、他の一人は農地が遠方にあること、また事業が忙しいことから耕作することができないため、譲受人が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を行ったうえで、耕作を行っています。

・譲渡人の相続人となり得る親族の中には、農業に従事する見込みのある者はいないことから、親族である譲受人に所有権を移転したうえで、引き続き営農を継続してほしい旨の申し入れが、譲渡人から譲受人にありました。

・譲受人にとっては、相続により分割した土地ではありますが、万一第三者へ所有権が移転された場合には、自らの営農上支障が出ることも考えられることから、今回この農地を取得しようとするものです。

・2 番と 3 番につきましては、本申請地に隣接しており、本申請と同じ理由での申請となっています。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

譲受人に、確認した内容を報告します。

・本申請内容に間違いがないことを確認しました。

・申請地は平成 5 年に遺言により相続した土地で、管理は譲受人が行っています。相続人の皆が高齢になり、今後相続人が増える前にきちんとしておきたいとのことです。

・譲受人は、カインズホームや直売所に出荷しており、配偶者と娘さんが手伝いをしています。

・譲受人が引退した後は、長男の方が後を継ぐと家族で話し合いをしているとのことです。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

譲渡人の2人に確認した内容を報告します。

・申請内容に間違いがないことを確認しました。

・譲渡人の一人は、高齢により耕作することができず、他の一人は農地が遠方にあることや事業が忙しいことに加え、今まで畑仕事をしたことがなく、今後も管理はできないとのことです。

議長

出席委員からの質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質疑・意見なし)

議長

特にないので質疑を終了し、1番から3番について、順次採決を行います。
1番について、「許可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長

起立全員のため、「許可」とすることに決定しました。

次に2番について、「許可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長

起立全員のため、「許可」とすることに決定しました。

次に3番について、「許可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長

起立全員のため、「許可」とすることに決定しました。

次に4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書をもとに、説明します。

- ・申請地は、市役所駐車場の南西約140メートルに位置する第1種農地で、農業振興地域の農用地です。
- ・譲受人は川越市に居住しており、地元で米と麦を作付し、一般家庭への直売や飲食店等への直接販売を行っています。
- ・今回販路の拡大を考え、米麦以外の農作物として粟を栽培する土地を探していたところ、本申請地を紹介されたとのことです。現地確認の結果、すぐにでも作付が可能なことから、土地の取得に向け財産管理人の弁護士に面会し、条件等を確認したうえで合意に至ることになったとのことです。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

- 譲受人に、確認した内容を報告します。
- ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。
 - ・申請理由は、事務局の説明のとおりです。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

| | | |
|-------------|--|---|
| | <p>推進委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>・相続財産管理人に、本申請内容の確認を行いました。</p> <p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。 「許可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員のため、「許可」とすることに決定しました。</p> |
| <p>日程第3</p> | <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>農業委員</p> <p>議長</p> <p>推進委員</p> | <p>議案第21号の1番 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案書をもとに、説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請地は、大橋市民センターの北西約170メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については当初から指定されていません。 ・譲受人は現在川越市内の賃貸住宅に妻と二人で暮らしていますが、家族の将来の事を考え、マイホームの建築を計画しました。 ・候補地の条件として、職場への通勤や子育て、将来の両親のこと等を考慮して候補地を探しましたが、狭小地であったり小中学校までの距離が遠かったりなど、なかなか良い土地に巡り合うことができない中、本申請地と巡り合うことができたそうです。 ・本申請地は、職場への通勤がしやすいこと、両親の家に行きやすいこと、そしてなによりも小中学校に近いことから、家族にとっては最適な土地であると考えているとのことです。 <p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。 ・申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 <p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p> <p>譲渡人と譲渡人の子が施設に入所しているため、譲渡人の子の配偶者に確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。 ・今後農業を続けるのは難しいとのことです。 |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 議長 | <p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。 「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p> |
| 議長 | <p>起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書をもとに、説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請地は、かみひろや幼稚園の南西約170メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については当初から指定されていません。 ・譲受人は現在、鶴ヶ島市内の賃貸住宅に妻と1才の娘の三人で暮らしています。 ・今後の子育てを考え、小学校までの距離が近いことや東京都内の職場への通勤のことなどを条件に、マイホーム建築のための土地を探しましたが、なかなか良い土地に巡り合うことができない中、本申請地と巡り合うことができたそうです。 ・本申請地であれば、職場への通勤もしやすく、小学校にも近いことから家族にとって最適な土地と考えているとのことです。 |
| 議長 | <p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> |
| 農業委員 | <p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。 ・申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 |
| 議長 | <p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p> |
| 推進委員 | <p>譲渡人に、確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。 ・譲渡人は川越市に住んでおり、川越市内の農地の管理で手一杯とのこと。鶴ヶ島市内に所有する農地は本申請地だけであり、作付けはしていないとのこと。 |
| 議長 | <p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> |
| 委員 | <p>残地があると思いますが、所有者は確認できますか。</p> |

| | | |
|-------|------|---|
| | 事務局 | 譲渡人の名義になっています。今後売却する予定とのことです。 |
| | 議長 | <p>以上で質疑を終了し、採決を行います。 「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p> |
| | 議長 | 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。 |
| 日程第 4 | 議長 | <p>議案第 2 2 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。</p> |
| | 事務局 | <p>議案書等をもとに説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請地は下新田地区にあり、第 1 種農地で農業振興地域内の農用地です。面積は、2 筆あわせて1,828㎡となります。 ・平成 3 0 年 1 2 月 1 日から設定している利用権の設定期間が終了するため、引き続き農業経営基盤促進法の規定に基づく利用権を設定するものです。 ・期間は令和 3 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日までの 2 年間となっています。 ・借受人は、議案第 2 0 号の 1 番から 3 番までの譲受人と同一です。 |
| | 議長 | 次に担当する農業委員から説明をお願いします。 |
| | 農業委員 | <p>借受人に、確認した内容を報告します。 利用権設定の期間が終了するため、引き続き利用権の設定を行うものです。</p> |
| | 議長 | 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。 |
| | 推進委員 | <p>貸付人に、確認した内容を報告します。 坂戸市の住まいから遠い農地のため耕作が難しく、利用権が設定される前は除草剤で対応していたとのことです。是非継続してもらいたいとのことです。</p> |
| | 議長 | <p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| | 議長 | <p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。 「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p> |

| | | |
|--------|-----|--|
| | 議長 | 起立全員のため、「可」とすることに決定しました。 |
| 日程第 5 | 議長 | 報告第 1 1 号 報告事項についてを議題といたします。 事務局より、説明（報告）をお願いします。 |
| | 事務局 | 議案書をもとに、説明（報告）します。 ・農地法第 2 章第 1 節の許可及び不許可の状況 令和 3 年第 1 0 回総会における審議案件 4 件 保留案件について説明 ・農地法第 4 条の転用届出専決処分 1 件 ・農地法第 5 条の転用届出専決処分 1 件 ・農地法施行規則第 2 9 条第 1 号に基づく届出 なし ・諸証明の発行 なし |
| | 議長 | 各委員からの質疑、意見等を求めます。 (質疑・意見なし) |
| | 議長 | 特にないので質疑を終了し、採決を行います。「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。 (起立全員) |
| | 議長 | 起立全員のため、「承認」することに決定しました。 |
| 日程第 6 | 議長 | その他について、説明事項等がありますか。 |
| | 事務局 | 特にありません。 |
| 議事録の署名 | 議長 | それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。 |
| | 事務局 | 本日の総会議事録を読み上げ報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員（2 名）の 3 名が署名する。 |
| 閉会 | 議長 | 以上をもって、令和 3 年第 1 1 回農業委員会総会を閉会します。 |